資料１６

総合水泳場　利用料金の規定

水泳場条例の規定による利用料金は次のとおりです。

１　専用利用料金

（１）基本利用料金

施設区分	単位	金額
５０ｍプール	１日(９時～２１時３０分)	１５６，２５０円
飛び込みプール		６８，７５０円
２５ｍプール		５６，２５０円
会議室		１２，５００円

備考

１　専用利用とは、施設を団体で専用して利用することをいう。

２　会議室を区切って利用する場合の基本利用料金は、当該基本利用料金の 2 分の 1 とする。

（２）加算利用料金

入場料等(入場料その他これに類する料金のうち専ら営利を目的として徴収するものをいう。)を徴収して利用する場合における利用料金の額は、基本利用料金に１００パーセントを乗じて得た額を加算する。

（３）超過等に係る利用料金

利用者が利用の承認を受けた時間の超過又は繰上げの承認を得て利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、１時間(１時間未満の端数は１時間とする。)につき、当該利用に係る１日の基本利用料金の額(ただし、加算利用料金の加算がある場合には、これを加算した額)に１０パーセントを乗じて得た額とする。

２　個人利用料金

（１）基本利用料金

施設区分		単位	金額
プール	大人	１日(９時～２１時３０分)	３，２００円
	小人		１，６００円
トレーニング室	大人	１日(９時～２１時３０分)	７８０円
	小人		３９０円

備考

１　個人利用とは、専用利用以外で個人が利用することをいう。

２　小人とは、中学生以下の者をいう。

（２）超過利用料金

利用者が、利用の承認を受けた時間を超過した場合における超過した時間に係る利用料金の額は、超過した時間１時間(１時間未満の端数は１時間とする。)につき、当該利用に係る１日の基本利用料金の額に１０パーセントを乗じて得た額とする。

３　附属設備利用料金

（１）基本利用料金

附属設備の種類	単位	金額
電光表示設備一式	１日 (９時～２１時３０分)	１１，０００円
放送設備		５，０００円
通常照明を超える照明		２５,０００円

（２）加算利用料金

入場料等(入場料その他これに類する料金のうち専ら営利を目的として徴収するものをいう。)を徴収して利用する場合における利用料金の額は、基本利用料金に１００パーセントを乗じて得た額を加算する。

※　相模原市立総合水泳場条例を参照のこと。